



発行 新潟県

第 46 号

平成24年6月15日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 787 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 788 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 789 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の休止届（福祉保健課）
- 790 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 791 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 792 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定（高齢福祉保健課）
- 793 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 794 保安林の指定（治山課）
- 795 保安林の指定（治山課）
- 796 保安林の指定（治山課）
- 797 保安林の指定（治山課）
- 798 保安林の指定（治山課）
- 799 保安林の指定（治山課）
- 800 保安林の指定解除予定（治山課）
- 801 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 802 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 803 公共測量の実施通知（監理課）
- 804 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 805 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

大規模小売店舗の変更（商業振興課）

選挙管理委員会規程

5 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

28 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）

正 誤

平成24年4月10日付け県報第28号公告中（消防課）



◎新潟県告示第787号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------------|-----------------|------------|
| 三条こどもクリニック | 三条市西本成寺2丁目4番24号 | 平成24年5月7日 |
| 東三条まもる眼科 | 三条市東三条1-15-23 | 平成24年5月7日 |
| 上越市役所前 やまもとクリニック | 上越市木田1丁目3-31 | 平成24年5月14日 |
| 医療法人社団 中村皮ふ科クリニック | 上越市北城町2丁目3番24号 | 平成24年5月1日 |
| 越後さんとう歯科診療所 | 長岡市浦9761 | 平成24年5月1日 |
| 田村歯科クリニック | 長岡市泉1丁目2番1号 | 平成24年5月1日 |
| すみれ薬局 木田店 | 上越市木田1丁目3-32 | 平成24年4月20日 |
| アイン薬局 燕店 | 燕市大字佐渡字浦田185-1 | 平成24年5月1日 |
| アイン薬局 長岡店 | 長岡市神田町3丁目2-9 | 平成24年5月1日 |
| 三条ひかり調剤薬局 | 三条市東三条1-15-29 | 平成24年5月7日 |
| アイン薬局 六日町店 | 南魚沼市六日町2646-5 | 平成24年5月1日 |

◎新潟県告示第788号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|-------------|----------------|------------|
| 田村歯科クリニック | 長岡市泉1丁目2番1号 | 平成24年4月30日 |
| 中村皮ふ科クリニック | 上越市北城町2丁目3番24号 | 平成24年4月30日 |
| 川井内科医院 | 新発田市諏訪町1-4-11 | 平成24年5月17日 |
| 越後さんとう歯科診療所 | 長岡市浦9761 | 平成24年4月30日 |
| 大森歯科医院 | 長岡市柏町2丁目2-4 | 平成24年3月31日 |
| 坂井歯科医院 | 長岡市金沢1-9-33 | 平成24年4月1日 |

| | | |
|------------|----------------|------------|
| 高垣歯科 | 柏崎市西本町1-11-8 | 平成24年3月26日 |
| アイン薬局 長岡店 | 長岡市神田町3丁目2番9 | 平成24年4月30日 |
| 薬局かさや | 上越市大町4丁目2番12号 | 平成24年3月31日 |
| サカエ薬局 | 上越市幸町14番10号 | 平成24年3月31日 |
| 五十公野薬局 | 新発田市五十公野6804番地 | 平成24年3月31日 |
| 三日市薬局 | 新発田市三日市605-4 | 平成24年3月31日 |
| アイン薬局 燕店 | 燕市佐渡字浦田185-1 | 平成24年4月30日 |
| アイン薬局 六日町店 | 南魚沼市六日町2646-5 | 平成24年4月30日 |

◎新潟県告示第789号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

| 名 称 | 所 在 地 | 休止年月日 |
|-------------|---------------|-----------|
| 医療法人社団 正木医院 | 妙高市小出雲3丁目7番1号 | 平成24年6月1日 |

◎新潟県告示第790号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

| サービスの種類 | 事業所の名称 | 所在地 | 事業者 | 指定年月日 |
|--------------------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション | 訪問リハビリテーション新井愛広苑 | 新潟県妙高市小原新田528番地 | 医療法人愛広会 | 平成24年6月1日 |
| 通所介護 介護予防通所介護 | デイサービスセンター川崎東 | 新潟県長岡市川崎町563番地1 | 社会福祉法人長岡三古老人福祉会 | 平成24年6月1日 |

| | | | | |
|----------------------------------------|----------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------|
| 通所介護 介護予防通所介護 | デイホーム登美の丘 | 新潟県上越市五智 4丁目9番20号 | 株式会社福祉ネット ワーク研究所 | 平成24年6月1日 |
| 通所介護 介護予防通所介護 | 雪椿の里デイサービスセンター | 新潟県南魚沼市穴 地14番地1 | 社会福祉法人八海 福祉会 | 平成24年6月1日 |
| 短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護 | ショートステイ黒条 | 新潟県長岡市黒津 町字東田381番地 | 社会福祉法人朋友 福祉会 | 平成24年6月1日 |
| 短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護 | 雪椿の里ショートス テイ | 新潟県南魚沼市穴 地14番地1 | 社会福祉法人八海 福祉会 | 平成24年6月1日 |
| 特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護 | ナーシングホームメ ッツ中島 | 新潟県長岡市中島 4丁目41番1号 | 株式会社太陽メディ ケアサービス | 平成24年6月1日 |
| 福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 | ワンダフルライフ | 新潟県燕市吉田西 太田1602番地4 | 有限会社ネットワー ク・ジャパン | 平成24年6月1日 |
| 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売 | 有限会社卯八 | 新潟県燕市下諏訪 8番3号 | 有限会社卯八 | 平成24年6月1日 |
| 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売 | ワンダフルライフ | 新潟県燕市吉田西 太田1602番地4 | 有限会社ネットワー ク・ジャパン | 平成24年6月1日 |
| 介護予防通所介護 | 特定非営利活動法人 くわどり大杉の家通 所介護事業所 | 新潟県上越市三伝 776番地 | 特定非営利活動法 人くわどり大杉の家 | 平成24年6月1日 |

◎新潟県告示第791号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

| 事業所の名称 | 所在地 | 事業者 | 指定年月日 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 居宅介護支援事業所川崎東 | 新潟県長岡市川崎町563番地1 | 社会福祉法人長岡三古老人福祉会 | 平成24年6月1日 |

| | | | |
|-------------|----------------------|--------|-----------|
| 福音居宅介護支援事業所 | 新潟県上越市三和区岡田 555番地 | 株式会社福音 | 平成24年6月1日 |
| 居宅介護支援事業所縁 | 新潟県五泉市村松甲4050 番地1 | 株式会社縁 | 平成24年6月1日 |

◎新潟県告示第792号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

| 施設の名称 | 所在地 | 開設者 | 指定年月日 |
|-----------------|----------------|-------------|-----------|
| 特別養護老人ホーム「雪椿の里」 | 新潟県南魚沼市穴地14番地1 | 社会福祉法人八海福祉会 | 平成24年6月1日 |

◎新潟県告示第793号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

| 事業所の名称 | 所在地 | 事業者 | サービスの種類 | 届出の受理年月日 | 廃止年月日 |
|--------------------------|---------------|-------------------|----------|------------|------------|
| 特定非営利活動法人くわどり大杉の家通所介護事業所 | 新潟県上越市三伝776番地 | 特定非営利活動法人くわどり大杉の家 | 介護予防通所介護 | 平成24年3月14日 | 平成24年5月31日 |

◎新潟県告示第794号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市牧区上牧字高落1483から1493まで、1493の子、1494から1497まで、1498の1、1498の2、1499、1500の1から1500の3まで、1501から1503まで、1504の1から1504の3まで、1505、1506、1519、1520、1520の子、1521、1522の1、1522の2、1523から1532まで、1532の1、1533、1534の1、1534の2、1535、1536、1538、1539、1543から1545まで、1547から1553まで、1555、1559、1560の1、1560の2、1561から1565まで、1565の1、1568、1569、1570の1、1570の2、1571、1572の3、1572の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高落1483、1484、1489、1490、1500の3、1501から1503まで、1521、1522の1、1522の2、1523、1524、1527、1534の2、1543から1545まで、1547から1553まで、1555、1559、1560の1、1560の2、

1561 から 1565 まで、1565 の 1、1568、1569、1570 の 1、1570 の 2、1571、1572 の 3、1572 の 4
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第795号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林の所在場所

新潟県佐渡市岩谷口462、506、507の1、507の3から507の8まで、517の1、518の1、525の3、527の1から527の4まで、527の7、527の8、528の5、553の1、553の2、553の4から553の13まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第796号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市大島区大平字中林471、471の4、483の2、486、字小ノ沢1768の3、1777の3、1781、1783、1791の3、1793の3、1793の4、1796の1、1796の2、1797の1、1797の2、1798の1、1798の2、1799の1、1799の2、1800の1、1800の2、1802の1、1804の1、1809、1810、1811の1、1815の1、1816の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第797号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 保安林の所在場所
新潟県佐渡市椿字本城66・67・68・70（以上4筆について次に図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第798号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 保安林の所在場所
新潟県佐渡市赤玉字内平571、574、575、577、1325、1325の1、1330、1330の1、字頭山1392の1、1394の1、1394の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第799号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 保安林の所在場所
新潟県佐渡市赤玉字鳥越161の1、162から166まで、167の1、168の1、字長面916の48、916の52、916の53
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

する。)

◎新潟県告示第800号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県中魚沼郡津南町大字秋成10241の3（国有林）、10241の4、10248の3、10250の18
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第801号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐渡市の吉井土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年6月15日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 退任
理事 佐渡市旭 692 番地 土屋 和夫
退任年月日 平成24年5月16日

◎新潟県告示第802号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

| 地区名 | 事業名 | 市町村名 | 完了年月日 |
|-----|----------------------------|------|-------------|
| 大池 | 農用地保全施設整備（ため池等整備「老朽ため池」）事業 | 刈羽村 | 平成23年12月28日 |

◎新潟県告示第803号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（地籍調査事業C・D工程業務）
- 2 作業期間 平成24年6月10日から平成24年11月30日まで
- 3 作業地域 新発田市 荒川 地内

◎新潟県告示第804号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 長岡地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------|----------|---------|---------------------|
| 蕨生岩野地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木津団地地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(2)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(3)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(4)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(5)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(6)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(8)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(9)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(10)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(11)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(12)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(13)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(14)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(15)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(16)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(17)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(19)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 河内沢(1)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 河内沢(2)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 河内沢(3)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 表沢川支溪1地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 表沢川支溪2地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 土石流 |

| | | | |
|---------|----------|---------|------|
| 殿入川地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 土石流 |
| いもり沢地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 花立沢地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 木津大原沢地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 蕨生沢地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 蕨生地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 地すべり |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第805号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 長岡地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------|----------|----------------------------------------|---------------------|
| 蕨生岩野地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(2)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(3)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(4)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(5)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(6)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(8)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(9)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(10)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(11)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(16)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蕨生(17)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|----------|----------|---------|---------|
| 蕨生(19)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 河内沢(2)地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 表沢川支溪1地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 表沢川支溪2地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 土石流 |
| いもり沢地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 花立沢地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 木津大原沢地区 | 小千谷市大字蕨生 | 次の図のとおり | 土石流 |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 イオンタウン糸魚川

所在地 糸魚川市上刈六丁目439番1 外

設置者 イオンタウン株式会社ほか2者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

・株式会社北越ケーズ

(変更前) 新潟市東区河渡庚135番地1

(変更後) 新潟市中央区女池八丁目16番17号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

・株式会社北越ケーズ

(変更前) 新潟市東区河渡庚135番地1

(変更後) 新潟市中央区女池八丁目16番17号

(3) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 糸魚川ショッピングセンター

(変更後) イオンタウン糸魚川

3 変更年月日

2(1)及び(2) 平成23年3月8日

2(3) 平成23年11月21日

4 変更の理由

2(1)及び(2) 大規模小売店舗設置者及び小売業を行う者の住所の変更のため。

2(3) 大規模小売店舗設置者の変更による店舗名称の変更のため。

5 届出年月日

平成24年5月31日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、糸魚川市産業部商工農林水産課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成24年6月15日から平成24年10月15日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第5号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年6月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|----------|------------------------------|---------------------------------|----------|-----------------------|---------------------------------|
| 別表第1（病院） | | | 別表第1（病院） | | |
| 市区町村名 | 病院の名称 | 所在地 | 市区町村名 | 病院の名称 | 所在地 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 柏崎市 | (略) 柏崎総合医療センタ 二 (略) | (略) 柏崎市北半田二丁 目11-3 (略) | 柏崎市 | (略) 刈羽郡総合病院 (略) | (略) 柏崎市北半田二丁 目11-3 (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、佐渡市選挙管理委員会から、次のとおり取消しがあった旨の報告があった。

平成24年6月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

指定を取り消した施設

| 施設の名称 | 施設の所在地 | 種別 | 面積 (㎡) | 指定取消年月日 |
|-------|----------------|------|--------|-----------|
| 佐渡会館 | 佐渡市相川三丁目浜町18番地 | 大会議室 | 91.20 | 平成24年6月2日 |

正 誤

平成24年4月10日付け公告（危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催）中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|----------------------------------|----------------------------------|
| 8 | 2 | 妙高市文化ホール (妙高市上町9-2) | 上越市市民プラザ (上越市土橋1914-3) |
| 8 | 12 | 魚沼地域職業訓練センター (南魚沼市西泉田48-1) | サンライズ南魚沼 (南魚沼市坂戸399-1) |
| 8 | 13 | 平成24年9月11日 | 平成24年9月13日 |
| 8 | 14 | 三条・燕地域リサーチコア (三条市須頃1-17) | 燕三条地場産センターメッセピア (三条市須頃1-17) |
| 8 | 14 | 平成24年9月13日 | 平成24年9月18日 |
| 8 | 15 | 平成24年9月18日 | 平成24年9月10日 |
| 8 | 16 | 平成24年9月19日 | 平成24年9月11日 |
| 8 | 23 | 三条・燕地域リサーチコア (三条市須頃1-17) | 燕三条地場産センターメッセピア (三条市須頃1-17) |
| 9 | 28 | 講習期日が9月18日のときは、平成24年8月10日から29日まで | 講習期日が9月18日のときは、平成24年8月10日から28日まで |
| 9 | 29 | 講習期日が9月19日のときは、平成24年8月10日から29日まで | 講習期日が9月10日のときは、平成24年8月7日から21日まで |